

未来の先生フォーラム参加規約（２０２６年度）

第１条（適用範囲）

1. 「未来の先生フォーラム２０２６」（以下「当フォーラム」といいます）の主催者である株式会社朝日新聞社（以下「主催者」といいます）が、当フォーラム（未来の先生フォーラム２０２６オンラインイベント、未来の先生フォーラム２０２６リアルイベント）の各イベント（以下「イベント」といいます）の参加者との間で締結するイベントの参加に関する契約（以下「イベント契約」といいます）には、本規約が適用されます。また、イベント契約を締結した参加者（以下「参加者」といいます）及びイベントにお申込みいただくお客様（以下「参加申込者」といいます）は、本規約に同意したものとみなされ、イベント契約が成立しなかった参加申込者との関係でも本規約は適用されます。
2. 主催者が法令に反しない範囲で書面またはメール等の電子書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。
3. 主催者は、本規約に定める主催者の行為を含め、当フォーラムまたはイベントに関する業務を第三者に委託する場合があります。

第２条（契約の申込と契約の成立）

1. 参加申込者は、参加者の氏名、連絡先（電話・メールアドレス等）、その他必要事項を主催者に通知しなければなりません。
2. イベント契約は、主催者が申込の完了を参加申込者にメール等で通知したとき（有料のイベントについては、当該通知及び主催者によるイベント参加代金の受領（クレジットカード払いの場合は決済）が共に完了したとき）に、主催者と参加者（ひとつの申込で複数の参加希望者がある場合はその全員を指します）との間に成立するものとします。

第３条（お申込みの条件）

1. 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、心身に障がいのある方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨を申込時にお申し出下さい。主催者は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、参加者からのお申し出に基づき、主催者が参加者のために講じた特別な措置に要する費用は参加者の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書や所定の書類を提出していただく場合があります。
2. 主催者は、以下の場合に参加申込者の申込を承認しないことがあります。なお、主催者は承認しない場合の理由について開示する義務を負わず、また参加申込者は、当該判断の結果に対して異議を述べることはできません。
 - (1)参加申込者が暴力団、暴力団員、準暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当するとき、または、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

- (2)参加申込者が主催者に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行ったとき
- (3)参加申込者が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当フォーラムまたは主催者の信用を毀損しもしくは当フォーラムもしくは主催者の業務を妨害する行為、またはこれらに準じる行為を行ったとき
- (4)参加申込者が申込時に主催者に通知した情報（以下「申込情報」といいます）に不備や虚偽の記載があるとき
- (5) 申込情報に記載された連絡先に連絡が取れないとき
- (6)参加申込者が規約違反等により主催者または主催者のグループ・関連会社が運営するサービス等の利用を停止されたことがあるとき
- (7) 主催者の業務遂行上、もしくは技術上、支障が出るとき、または他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくは団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると主催者が合理的に判断するとき
- (8) その他主催者が不適當と合理的に認めたとき

3. 参加者は、自身の申込情報を自らの責任において管理するものとします。参加者は、申込情報に変更が生じた場合、主催者所定の方法により、速やかに変更手続きをするものとします。手続きしなかったことにより参加者が不利益を被ったとしても、主催者は一切責任を負いません。

4. イベントの応募参加者が募集予定数に達した場合、ご参加をお断りすることがあります。ただし、追加募集が可能な場合は募集を再開することがあります。

5. 主催者の業務上の都合があるときは、ご参加をお断りすることがあります。

6. オンラインのイベントは、主催者が指定する動作環境において参加することができませんが、参加者が使用する機種、機器、設備、オペレーティングシステム、ネットワーク及び通信環境等により、利用に制約が生じる場合があります。オンラインのイベントに参加するために必要な設備及び環境に関しては、参加者が用意するものとし、イベントの参加に伴う通信料など全ての費用は、参加者の負担とします。

7. 参加者は、イベントの参加のために使用する ID・パスワード等（以下「ID 等」といいます）を、自らの責任で厳重に管理するものとし、第三者に開示・漏洩、譲渡・貸与または使用させることはできません。参加者は、ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等に起因する損害につき、自ら責任を負うものとし、ID 等が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、速やかに主催者に連絡するものとします。主催者は、ID 等が不正に利用された場合であっても、当該利用を参加者による適正な利用とみなし、主催者の責に帰する事由によるものである場合を除き、当該利用により発生した一切の損害等につき何らの責任も負わないものとします。

第4条（イベント契約の変更）

主催者は、イベント契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、利用す

る施設のサービス提供の中止、出演者等の諸事情、その他主催者の関与し得ない事由が生じた場合において契約の内容を変更することがあります。契約内容の変更により、参加者に損害が生じた場合において主催者は一切責任を負いません。

第5条（契約の解除）

以下の各号のいずれかに該当することが判明した、または該当する合理的な疑いが生じた場合、主催者は該当する参加者について、理由を説明した上で直ちにイベント契約の全部もしくは一部を解除し、または当該参加者へのイベントの配信を停止・終了することがあります。なお、主催者は、自らの判断で説明した理由以上に当該措置の理由について開示する義務を負わず、また参加者は、当該措置に対して異議を述べることはできません。主催者が参加契約を解除した場合、解除された参加者は期限の利益を喪失し、主催者に対する金銭債務（イベント代金の支払債務を含みます）の一切を直ちに一括して履行するものとします。本条の規定は、主催者による参加者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。契約解除により参加者に損害が生じた場合において、主催者は自らの責に帰すべき事由がある損害を除き、一切責任を負いません。

- (1)参加者が第3条第2項に定める不承認事由に該当するなど、主催者が予め明示した性別・年齢などの参加条件を満たしていないことが判明したとき
- (2)参加者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該イベントに耐えられないと認められるとき
- (3)参加者が契約内容に関して、合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- (4)参加者の人数がホームページに記載した最少催行人員に満たないとき
- (5)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、出演者等の諸事情、その他の主催者の関与し得ない事由が生じた場合において、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき
- (6)農作物の収穫を目的とするイベントにおける天候等による不作など、主催者があらかじめ明示したイベント実施目的や条件が成立しないとき、またはそのおそれが大きいとき
- (7)イベント契約をオンラインで締結した場合であって、参加者の有するクレジットカードが無効・決済できないなど、イベント代金等に係る金銭債務の一部または全部につき、支払いまたは主催者による受領に支障をきたすとき
- (8)参加者について、破産、民事再生、会社更生または特別清算の決定または申し立てがあったとき
- (9)参加者について、支払停止状態、手形交換所の取引停止処分、財産についての差押、仮差押処分など、財産状態が悪化し経営状態を不安ならしめる事実が発生したとき
- (10)その他、本規約に違反する事実が判明したとき、またはこれに準ずる事実があるものと主催者が合理的に判断したとき

第6条（変更、取消料及び代金の払い戻し）

イベント契約の成立後、主催者の責に帰すべき事由による主催者の債務不履行がある場合

を除き、参加者の要望によるイベント契約の内容の変更、取消しはできません。また、チケット類を紛失した場合等の再発行はできません。また、イベント代金は、主催者の責に帰すべき事由により参加者がイベントに参加できなかった場合を除き、返金いたしません。

第7条（禁止行為）

参加者は、故意・過失を問わず、イベントに関して、以下のいずれかに該当するもしくは以下の各号を助長・誘発する行為、またはこれらのおそれのある行為をしてはならないものとします。参加者がそのいずれかの行為をしたと主催者が合理的に判断した場合、主催者は当該参加者への通知・承諾を要することなくイベントの配信等のサービス提供の全部または一部を停止することができるものとします。なお、主催者は当該措置の理由について開示する義務を負わず、また参加者は、当該措置に対して異議を述べることはできません。また、以下の第1号または第2号の行為が判明した場合は、購入済みのチケット類及びイベント案内書を無効とし、イベント代金の払戻し及びイベント参加をお断りさせていただきます。また、主催者は委託販売者でないチケットショップ及びダフ屋等にて売買されたチケット類に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。

(1) 主催者から購入したチケット類を営利目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供する行為

(2) 主催者から購入したチケット類を販売価格より高い価格で転売しまたは転売を試みる行為、及びオークションまたはインターネットチケットオークションにかけて転売または転売を試みる行為

(3) 他の参加者、第三者または主催者に不利益または損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為

(4) 法令、公序良俗もしくは第三者との契約等に違反する、または違反するおそれのある行為

(5) 特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるネットワークビジネス）、及び宗教活動などへの勧誘

(6) 協賛企業や出店関係者以外の参加者による営業行為及び勧誘行為

(7) 主催者の事前の書面による承諾なしに、イベント契約上の地位または権利義務の全部または一部を、第三者に貸与し、または譲渡、移転、承継、質入れ等の担保としての提供その他の方法により処分する行為

(8) 主催者または第三者の著作権、商標権をはじめとした知的財産権のほか、プライバシー権または肖像権その他一切の権利・利益を侵害する行為

(9) 主催者または第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、または当フォーラムの評価・名声・機能を失墜、低下、毀損させる行為

(10) イベントのサーバに過度な負荷がかかる行為、またはデータマイニング、ロボット等によるデータ収集・抽出ツールを使用する行為、コンピューターウィルス等の有害なプ

プログラムを配布する行為、もしくはコンピューターウィルスに感染したデータを配布する行為

(11) イベントまたはイベントを通じて提供された情報・コンテンツ等（以下「コンテンツ等」といいます）を、イベントの正規の方法以外で不正・営利を目的として利用すること。

(12) 殺人、傷害その他の犯罪行為、自殺、集団自殺、自傷、または違法・脱法薬物の使用・取引等に関する予告、教唆、示唆、暗示、募集、勧誘等をする行為

(13) 誹謗中傷、いやがらせ、差別（民族・宗教・人種・性別・地域・門地等、差別する内容を問わず、また差別につながりうるものを含みます）、戦争のための宣伝、暴力、わいせつ、性描写、盗撮、またはその他一般に不快感を与えうる行為等、イベントを利用して第三者に不快感、不利益または損害を与えうる行為

(14) 交際を呼びかける等の出会いの場を提供する行為、当該行為を利用して連絡・面会する行為、または売買春もしくはその仲介を誘引し、申込み、承諾し、もしくはその誘引等を示唆または暗示する行為

(15) 第三者の営業機密を開示する等の不正競争行為

(16) イベントの趣旨に著しく外れた方法でイベントを利用する行為。

(17) 自己もしくは第三者の個人情報を公開する行為、または第三者の個人情報を収集する行為

(18) 他の参加者を他サイト・サービスに誘導する行為

(19) イベントの運営または第三者によるイベントの利用を妨害する行為

(20) 第三者になりすまして、イベントを利用する行為

(21) 事実に反するまたは誤解・誤認を招きうる情報・意見等を発信する行為

(22) その他、主催者が不適切と合理的に判断する行為

第8条（主催者の責任）

主催者はイベントの内容等について、その正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。イベントに参加した結果、またはイベントの配信の中断もしくはイベント契約の解除等により、参加者または第三者に直接または間接に損害が生じた場合でも、当該損害が主催者の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、主催者は損害賠償の責任を負わないものとし、イベントを通じて第三者から取得した情報等により生じたトラブルは、参加者の責任で対応することとします。また、通信回線の故障、メンテナンスのための一時的なイベントの配信の中断、その他主催者の責に帰すことのできない事由によりイベントの配信ができず、または配信が遅延した場合、主催者は再開に向けて合理的な努力を払いますが、不履行の責任は負わないものとし、主催者は、故意または重過失に基づく場合を除き、参加者から収受したイベント参加代金の範囲内でのみ（無料イベントの参加者に対しては3千円の範囲内でのみ）、損害賠償責任を負うものとし、

第9条（参加者の責任）

1. 参加者がイベントに関連して、主催者に対して損害を与えた場合、主催者に生じた一切の損害を補償するものとします。

2. イベントに関連して、参加者と他の参加者、またはその他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、参加者の責に帰すべき事由により主催者に生じた一切の損害を補償するものとします。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

参加申込者の申込情報等の個人情報は、当フォーラムの主催者が取得し、また協賛社に提供されます。個人情報の取得者・取り扱い等の詳細については、イベントの申込時に提示するプライバシーポリシーや個人情報に関する説明文言により説明します。

第 11 条（写真・動画等の使用許諾）

参加者は、主催者が運営・発行または管理する媒体（ホームページ、Facebook ページ、X 等）・資料に、当フォーラムで撮影した写真、動画等（オンラインのイベントの配信画面、音声及びチャット・書き込み等のテキストを含みます）を掲載することを許諾するものとします。

第 12 条（その他）

1. 本規約を含むイベント契約に記載のない事項または本規約の解釈に疑義がある事項については、別途主催者と参加者との間で協議することとします。

2. イベント契約の準拠法は日本法とし、イベント契約及びそれに関連して生じる紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 主催者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を参加者及び参加申込者の事前の承諾を得ることなく随時変更できるものとします。当該変更にあたり、主催者は変更の効力発生日の前までに、規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容と効力発生日を主催者が運営する Web サイト上に掲載します。

（1）本規約の変更が、参加者及び参加申込者の一般の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、イベントに参加する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
制定：

2026 年 4 月 1 日